

誓約事項

- 1 市域外からのごみは搬入しない。
- 2 焼却工場の受入基準を遵守すること。
- 3 産業廃棄物及びその他搬入禁止物は搬入しないこと。
- 4 本市職員又は大阪広域環境施設組合職員から自動計量システム IC カードの提示を求められたときは、その指示に従うこと。
- 5 本市職員から自動計量システム IC カードの返却を求められたときは、その指示に従うこと。
- 6 自動計量システム IC カードに記載されている車両以外で搬入しないこと。(緊急用自動計量システム IC カードを除く。)
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- 8 自動計量システム IC カードを紛失又はき損したときは、速やかに本市に届け出ること。
- 9 自動計量システム IC カードが不要になったときは、速やかに本市に返却すること。